

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件

(第十次改正・一部)

(平成三年三月二十九日自治区告示第七十四号)

第	一次改正	平成	四年	三月二十七日自治区告示第	六十号
第	二次改正	平成	五年	三月二十九日自治区告示第	五十四号
第	三次改正	平成	六年	三月三十日自治区告示第	八十三号
第	四次改正	平成	七年	三月三十一日自治区告示第	七十六号
第	五次改正	平成	八年	三月二十九日自治区告示第	九十四号
第	六次改正	平成	九年	四月一日自治区告示第	七十九号
第	七次改正	平成	十年	四月一日自治区告示第	百十三号
第	八次改正	平成	十一年	四月一日自治区告示第	九十七号
第	九次改正	平成	十二年	三月三十日自治区告示第	七十五号
第	十次改正	平成	十二年	十二月二十八日自治区告示第三百二十二号	
第	十一次改正	平成	十三年	三月三十日総務省告示第	二百十九号
第	十二次改正	平成	十四年	四月一日総務省告示第	百九十三号
第	十三次改正	平成	十五年	四月一日総務省告示第二百六十五号	
第	十四次改正	平成	十六年	四月二日総務省告示第三百二十四号	
第	十五次改正	平成	十七年	四月一日総務省告示第	四百六号
第	十六次改正	平成	十八年	三月三十日総務省告示第	九十三号
第	十七次改正	平成	十九年	三月三十日総務省告示第	二百四号
第	十八次改正	平成	二十年	四月一日総務省告示第	二百一号
第	十九次改正	平成	二十一年	四月一日総務省告示第二百三十一号	
第	二十次改正	平成	二十二年	四月一日総務省告示第	百四十三号
第	二十一次改正	平成	二十三年	三月三十日総務省告示第	百三十一号
第	第二十二次改正	平成	二十四年	三月三十日総務省告示第	百三十一号
第	第二十三次改正	平成	二十五年	三月二十九日総務省告示第	百五十七号
第	第二十四次改正	平成	二十六年	三月三十日総務省告示第	百三十九号
第	第二十五次改正	平成	二十七年	三月三十日総務省告示第	百三十号
第	第二十六次改正	平成	二十八年	三月三十日総務省告示第	百三十二号
第	第二十七次改正	平成	二十九年	三月三十日総務省告示第	百十二号
第	第二十八次改正	平成	三十年	三月三十日総務省告示第	百三十二号
第	第二十九次改正	平成	三十一年	三月二十九日総務省告示第	百五十七号
第	三十次改正	令和	二年	三月三十日総務省告示第	百十二号
第	三十一次改正	令和	三年	三月三十日総務省告示第	百三十一号
第	三十二次改正	令和	四年	三月三十日総務省告示第	九十六号
第	三十三次改正	令和	五年	三月三十日総務省告示第	百三十二号
第	三十四次改正	令和	六年	三月二十九日総務省告示第	百十三号
第	三十五次改正	令和	七年	三月三十日総務省告示第	百十七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治区令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、総務大臣が定める率を次のように定める。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十日まで	一・三五
平成元年四月一日から平成二年三月三十日まで	一・三一
平成二年四月一日から平成三年三月三十日	一・二六

一日まで	
平成三年四月一日から平成四年三月三十日まで	一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十日まで	一・一七
平成五年四月一日から平成六年三月三十日まで	一・一四
平成六年四月一日から平成七年三月三十日まで	一・一二
平成七年四月一日から平成八年三月三十日まで	一・一〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十日まで	一・〇八
平成九年四月一日から平成十年三月三十日まで	一・〇六
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇四
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇三
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇四
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇五
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇五
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇五
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇四
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇四
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇四
平成三十一年四月一日から令和二年三月	一・〇四

三十一日まで	
令和二年四月一日から令和三年三月三十 一日まで	一・〇四
令和三年四月一日から令和四年三月三十 一日まで	一・〇四
令和四年四月一日から令和五年三月三十 一日まで	一・〇四
令和五年四月一日から令和六年三月三十 一日まで	一・〇三

附 則

この告示は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十七日自治省告示第六十号）

- 1 この告示は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月二十九日自治省告示第五十四号）

- 1 この告示は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三十一日自治省告示第八十三号）

- 1 この告示は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月三十一日自治省告示第七十六号）

- 1 この告示は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月二十九日自治省告示第九十四号）

- 1 この告示は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成九年四月一日自治省告示第七十九号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成十年四月一日自治省告示第百十三号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年四月一日自治省告示第九十七号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成十二年三月三十一日自治省告示第七十五号)

- 1 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成十二年十二月二十八日自治省告示第三百二十二号)

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成十三年三月三十一日総務省告示第二百十九号)

- 1 この告示は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成十四年四月一日総務省告示第百九十三号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成十五年四月一日総務省告示第二百六十五号)

この告示による改正後の規定は、平成十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成十六年四月二日総務省告示第三百二十四号)

この告示による改正後の規定は、平成十六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成十七年四月一日総務省告示第四百六号)

この告示による改正後の規定は、平成十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成十八年三月三十一日総務省告示第九十三号)

- 1 この告示は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成十九年三月三十日総務省告示第二百四号)

- 1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成二十年四月一日総務省告示第二百一号)

- 1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則(平成二十一年三月三十日総務省告示第二百三十号)

- 1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用

し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年三月三十日総務省告示第百四十三号）

- 1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年三月三十一日総務省告示第百三十一号）

- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月三十日総務省告示第百三十一号）

- 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月二十九日総務省告示第百五十七号）

- 1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月三十一日総務省告示第百三十九号）

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月三十一日総務省告示第百三十一号）

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月三十一日総務省告示第百三十二号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年三月三十一日総務省告示第百十二号）

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月三十日総務省告示第百三十二号）

- 1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、平成三十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二十九日総務省告示第百五十七号）

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三十一日総務省告示第百十二号）

- 1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十一日総務省告示第百三十一号）

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月三十一日総務省告示第九十六号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日総務省告示第百三十二号）

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月二十九日総務省告示第百十三号）

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（令和七年三月三十一日総務省告示第百十七号）

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。